

## 第2章 高齢者の住まいと重点配慮高齢者世帯

### 1 供給の目標を定める高齢者の住まい

この計画では、高齢者の住まいについて、加齢とともに変化する心身の状況に応じたふさわしい住まいが確保できるよう、要介護者等の増加や高齢者の住まいの状況など将来の高齢者を取り巻く環境を踏まえ、島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画と調和を図り、その供給の目標を定めます。

#### ■供給の目標を定める高齢者の住まい

高齢者の住まいの種類	島根県高齢者居住安定確保計画	島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画
①公的供給 <sup>※1</sup> による サービス付き高齢者向け住宅 <sup>※2</sup>	定量的な供給目標量を定め、目標を達成するための施策を定めます。	供給に向けた取り組みを進めます。
②シルバーハウジング		生活援助員の確保及び体制整備に対する取り組みを支援します。
③高齢者居宅生活支援施設 の併設された公共賃貸住宅 <sup>※2</sup>		必要な居宅生活支援施設の確保に向けた取り組みを進めます。
④養護・軽費老人ホーム(特定施設を除く。)	定性的な供給目標を定め、目標を達成するための施策を定めます。	現状の定員数の維持・計画的な整備を行います。
⑤有料老人ホーム(特定施設を除く。)		適正なサービスの提供を図ります。
⑥民間供給による サービス付き高齢者向け住宅 <sup>※2</sup>		供給に向けた取り組みを進めます。

※1 地方公共団体、島根県住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構が供給するもの

※2 高齢者住まい法第5条第1項の規定に基づく登録を受けたもの

#### ■供給の目標を設定する上で調和を図る施設

下記の施設は、島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画において利用見込者数を定めますが、上記供給の目標の設定に対して調和を図る施設です。

介護保険施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護保険施設の利用見込者数
	介護老人保健施設	
	介護療養型医療施設	
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)		認知症対応型共同生活介護の利用見込者数
特定施設 (特定施設入居者生活介護)	養護老人ホーム	特定施設の利用見込者数
	軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム	

## 2 重点配慮高齢者世帯

今後、いわゆる団塊の世代が65歳以上となり、高齢者が大きく増加することが見込まれます。また、高齢者のうち後期高齢者の占める割合が年々高まり、同時に要介護・要支援高齢者等の増加が予測されます。

社会経済情勢は依然低迷が続き、住宅セーフティネットの必要性は益々高まる中、今後増加する高齢者の居住の安定に向けた施策は、高齢者の心身や経済的な状況を踏まえる必要があります。

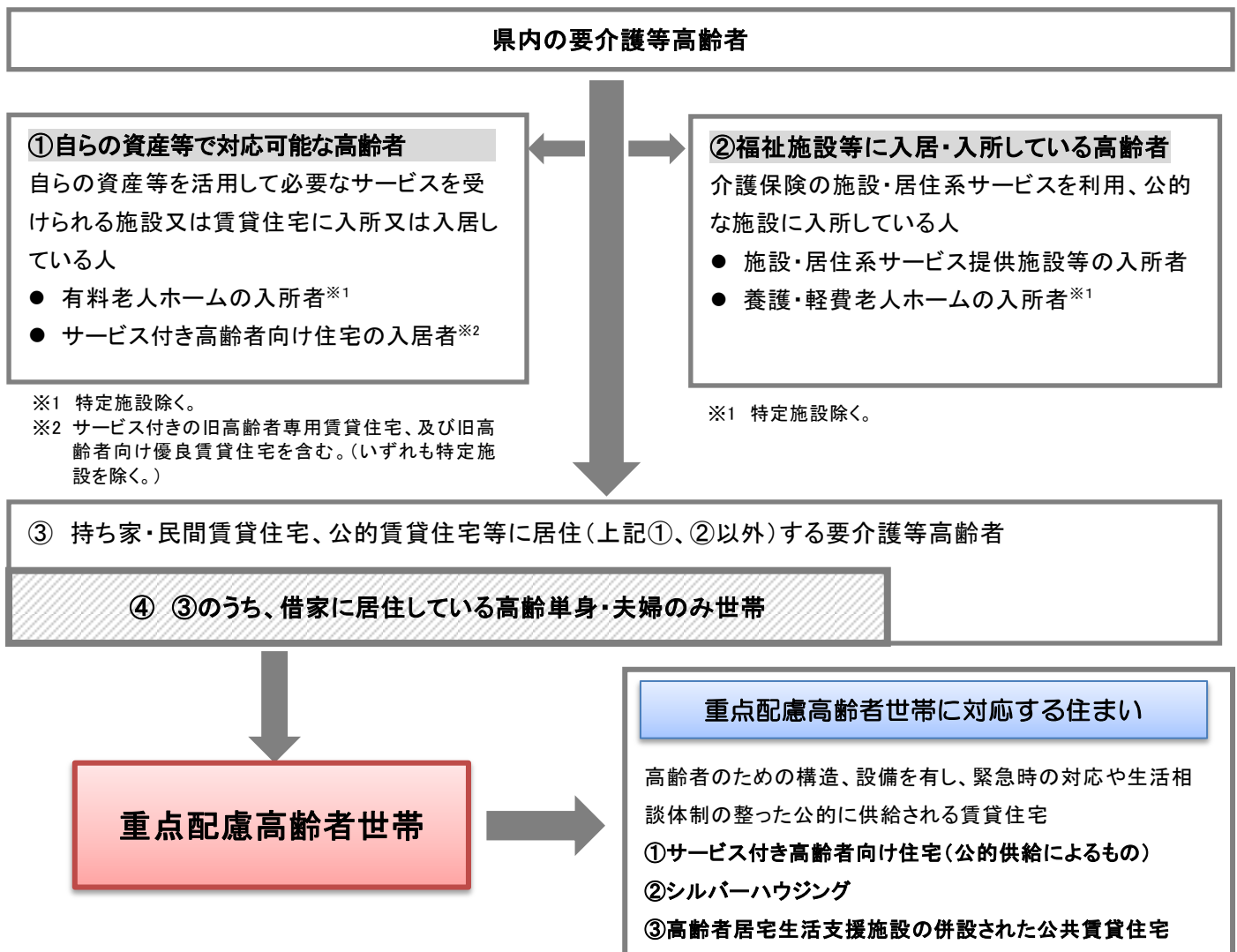
特に、日常生活に支援を要する要介護・要支援・二次予防事業対象者（以下、「要介護等高齢者」という。）で、自らの生活にふさわしい住まいの確保ができない者に対する対策が主要な課題です。

要介護等高齢者のうち、介護保険の施設・居住系サービスを利用している者、公的な施設に入所している者、自らの資産等を活用して必要なサービスを受けられる施設又は賃貸住宅に入所・入居している者は既に必要なサービスを受けられる環境にあると考えられます。

必要とされるのは、それ以外に居住する要介護等高齢者への対策となります。

この計画では、既に必要なサービスを受けられる施設又は賃貸住宅に入居・入所している人以外の要介護等高齢者のうち、借家に居住する生活基盤の脆弱な单身や夫婦のみの世帯を『重点配慮高齢者世帯』と位置づけ、この世帯に対して必要な施策を優先的に実施します。

### 【重点配慮高齢者世帯と対応する住まい】

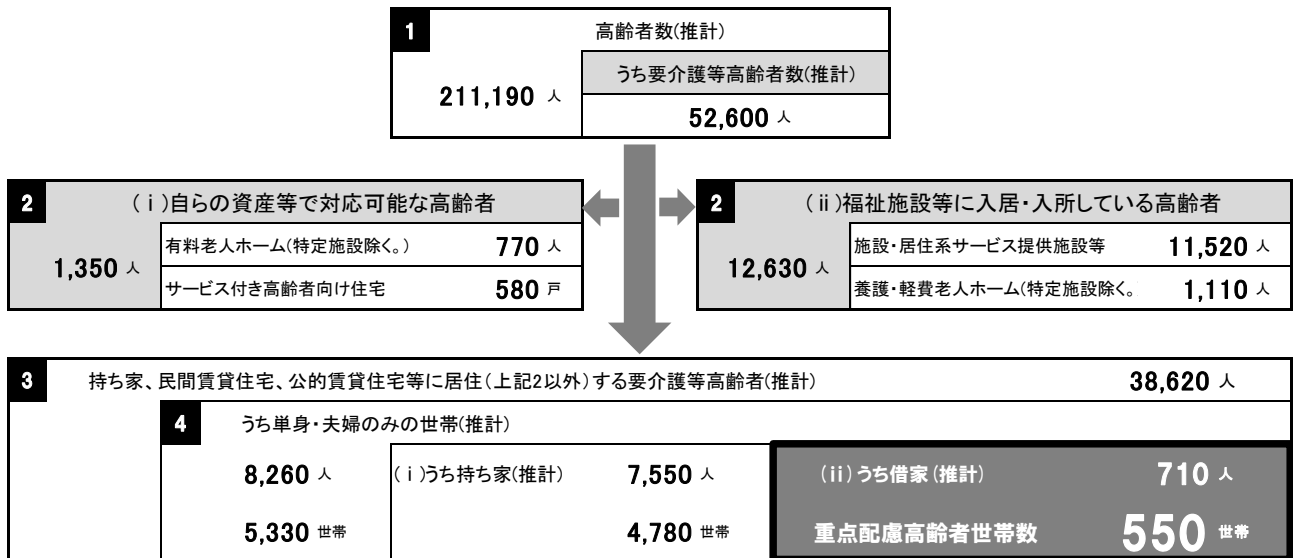


### 3 高齢者の状況と対応する住まいの供給の現状(平成 23 年度)

#### 1. 高齢者数(高齢者世帯)の現状(平成23年度)

- 1 高齢者数は 211,190 人<sup>(※1)</sup>と推計します。  
そのうち要介護等高齢者の数は 52,600 人<sup>(※2)</sup>と推計します。
- 2 要介護等高齢者のうち、「既に適切なサービスを受けることができる住宅・施設に居住している高齢者」の数は 13,980 人となります。  
その内訳 (i) 自らの資産等で対応可能な高齢者数：1,350 人<sup>(※3)</sup>  
(ii) 福祉施設等に入居・入所している高齢者数：12,630 人<sup>(※4)</sup>
- 3 要介護等高齢者のうち、「持ち家、民間賃貸住宅、公的賃貸住宅等に居住する高齢者」の数は 38,620 人(52,600 人－13,980 人)となります。
- 4 「持ち家、民間賃貸住宅、公的賃貸住宅等に居住する要介護等高齢者」の数を世帯推計し、高齢世帯(高齢単身・高齢夫婦のみの世帯)を抽出すると、5,330 世帯となります。  
この世帯を「持ち家」、「借家(民間、公共)」の別に分類すると次のとおりになります。  
(i) 持ち家に居住：4,780 世帯  
(ii) 借家(民間、公共)に居住：550 世帯

※1：都道府県の将来推計人口(平成 19(2007)年 5 月推計)から推計  
 ※2：要介護、要支援者数：介護保険事業状況報告(平成 23 年 10 月末現在)による  
 二次予防事業対象者数：高齢者数から推計  
 ※3：有料老人ホーム：平成 23 年度末現在の届出のあった施設における定員数の合計  
 サービス付き高齢者向け住宅：平成 23 年度末現在の、サービス付き高齢者向け住宅、サービス付き  
 旧高齢者専用賃貸住宅、及び旧高齢者向け優良賃貸住宅の戸数の合計  
 ※4：平成 23 年度末現在の認可・指定施設における定員数の合計



※推計のため、端数処理をしています。

#### 2. 重点配慮高齢者世帯に対応する住まいの供給の現状(平成23年度)

重点配慮高齢者世帯に対応する住まい			合計
サービス付き高齢者向け住宅 (公的供給)	シルバーハウジング	高齢者居宅生活支援施設の 併設された公共賃貸住宅	
0 戸	119 戸	214 戸	<b>333 戸</b>

※対応する住まいの戸数は、平成 23 年度末現在、既に供給されている戸数です。